

# 公益社団法人 滋賀県防犯協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人滋賀県防犯協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を滋賀県大津市に置く。

(目的)

第3条 本会は、県民の自主防犯意識の高揚と風俗環境の浄化及び少年の健全育成を図り、もって犯罪のない健全な社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 防犯意識の普及徹底
  - (2) 防犯対策の調査及び研究
  - (3) 県内の各種防犯団体が行う防犯活動に対する協力援助
  - (4) 防犯施設及び防犯資器材の普及促進に関する事業
  - (5) 暴力団及び覚醒剤追放のための相談及び啓発活動
  - (6) 少年の健全育成のための活動に対する協力援助
  - (7) 少年指導委員の活動に対する協力援助
  - (8) 風俗環境の浄化活動に対する協力援助
  - (9) 風俗環境に関する苦情の処理
  - (10) 防犯活動及び風俗環境の浄化等に功労のある団体及び個人の表彰
  - (11) 防犯活動及び風俗環境の浄化等に関するもので行政機関から委託を受けた事業
  - (12) 風俗環境の浄化に伴う事業
  - (13) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前各号の事業については、滋賀県において行うものとする。

## 第2章 会員

(種別)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 滋賀県内の市町が組織する防犯自治会又は防犯協会（以下「防犯自治会等」という。）で本会に入会した者とする。
  - (2) 賛助会員 本会の目的に賛同して事業を援助する個人又は法人及び団体で本会に入会した者とする。
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(入会及び退会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けるものとする。

- 2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。
- 3 会員は、理事会において別に定める退会届を提出して任意に退会することが

できる。

(会費)

第7条 会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める「会員に関する規程」に定める会費を納めなければならない。

2 会費についてはその2分の1以上は公益目的事業のために、残額は管理費用のために充てるものとする。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款及びその他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、会員の資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会員である団体が解散したとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (4) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 1年以上の会費を滞納したとき。
- (7) 総正会員の同意があったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員がその資格を喪失したときは、会員としての権利を失い義務を免れる。

既納の会費及び拠出金は返還しない。ただし、未履行の義務は免れることができない。

### 第3章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 役員報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認
- (5) 入会の基準及び会費の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 解散
- (8) 前各号のほか、法令又はこの定款に定める事項

(種類及び開催)

第13条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。

3 前項の定時総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

4 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 総正会員の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、総会の日時及び場所、目的である事項があるときは、当該事項その他法令で定める事項を記載した書面により、総会の日10日前までに、正会員に対してその通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとする場合は、総会の日2週間前までにその通知を発しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第16条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(書面による議決権の行使等)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合において第16条及び第18条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合、その提案について、総正会員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事は、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議長及びその総会において選任された議事録署名人1名以上が、前項の議事録に記名押印する。

(総会運営規則)

第21条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款によるほか、「総会運営規則」に定める。

## 第4章 役員等及び理事会

### 第1節 役員等

(種類及び定数)

第22条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 4名以上7名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とする。

3 会長以外の2名以内を副会長、会長及び副会長以外の1名を専務理事とすることができる。

4 会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本会の業務運営の決定に参画する。

2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、本会を代表し、本会の業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。

4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を執行する。

5 会長、副会長及び専務理事は毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

6 この定款に定めるもののほか、会長、副会長、専務理事及びそれ以外の理事の権限は、「職務権限規程」による。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査し、監査報告を作成すること。

(2) 本会の業務及び財産の状況を調査すること並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

(3) 理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。

(4) その他監事に認められた法令上及び「監事監査規程」に定める権限を行使すること。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期の満了により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第 27 条 役員は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第 28 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の理事には報酬を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。
  - 3 前 2 項に関し必要な事項は「役員報酬規程」に定める。

(取引の制限)

- 第 29 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 自己又は第三者のために行う本会との取引
  - (2) 本会がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
- 3 前 2 項の取扱いについては、「理事会運営規則」によるものとする。

(役員の実任の免除)

- 第 30 条 本会は、一般社団・財団法人法第 111 条第 1 項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員が職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、同法第 113 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(顧問及び参与)

- 第 31 条 本会に顧問 2 名以内及び参与 2 名以内を置くことができる。
- 2 顧問は、有識者及び本会に功労のある者、参与は、防犯活動について高度の知識及び経験のある者のうちから、理事会の推薦を得て会長が委嘱する。
  - 3 顧問及び参与は、会長の諮問に応じて意見を述べるることができる。
  - 4 顧問及び参与の任期は 1 年以内とする。
  - 5 顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用は支払うことができる。

## 第 2 節 理事会

(設置)

第 32 条 本会に理事会を設置し、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第 33 条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 本会の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 会長、副会長及び専務理事の選任及び解職
  - (4) その他法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第 34 条 理事会は会長が招集する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。

- 2 前項本文の場合において、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により副会長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、理事会の日の10日前までに各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により副会長がこれにあたる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第37条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはその限りでない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第40条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款によるほか「理事会運営規則」に定める。

## 第5章 資産及び会計

(基本財産)

第41条 本会の目的である事業を行うために不可欠な財産として総会で決議した財産は、本会の基本財産とする。

- 2 基本財産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 本会の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下「事業計画書等」という。)については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定は、事業計画書等の変更について準用する。この場合において、同

項中「毎事業年度の開始の日の前日までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

3 第1項の承認を受けた事業計画書等については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

4 第1項の承認を受けた事業計画書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第44条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第1項各号及び前項各号の承認を受けた書類については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

5 本会は、法令の定めるところにより、定時総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第45条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第6章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第46条 この定款は総会の決議により変更することができる。

(解散)

第47条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第48条 本会が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により本会が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益社団法人又は公益財団法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財

産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第49条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第7章 事務局

第50条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局長等重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免し、その他の職員は会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は「事務管理規程」に定める。

## 第8章 公告の方法

第51条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

### 附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の会長は、越直美とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。